

平成28年度「学生納付特例制度」の申請受付がはじまります！

～4月から、申請はお早めに！～

国民年金は、20歳から60歳未満のすべての人が加入し、保険料の納付が義務付けられていますが、学生で、収入がない等の理由により保険料納付が困難な場合、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、社会人になってから保険料を納めることができるという「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生＝大学(大学院)・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等

※夜間・定時制・通信課程の人も含む。各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。

承認期間＝4月～来年3月まで

申請方法＝年金事務所から学生納

付特例のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください。【市役所での手続きは不要です】

※ハガキが送られてこなかった人は、市役所保険年金課 国民年金係窓口へ、年金手帳・印鑑・学生証(写し可)を持って、手続きをしてください。(家族でも手続き可能)

※保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

◆就職したら、追納しましょう…

納付猶予は、納付したときに比べ年金額が少なくなります。ただし、10年以内であれば後から納付(追納)することができますので、将来の年金額を増やすためにも必ず納めましょう(保険料の追納には、申込書の提出が必要です)。

※承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1370)・保険年金課 国民年金係(☎53-1647)

年金後納制度のご案内

平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料を納める期間が過去2年から5年に延長されています。

この制度により、5年前からの期間で未納のある人(4月時点で平成23年4月以降が対象)は、申請により納付するが可能になります。今後希望する人は、奈良年金事務所で行ってください。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1370)

平成28年度 国民年金保険料の納付書を4月上旬に発送します

4月上旬に、日本年金機構から平成28年度国民年金保険料の納付書が送付されます。納期限等に注意して、金融機関かコンビニエンスストアで納付をお願いします(市役所では納付できません)。

<平成28年度 国民年金保険料：16,260円(月額)>

※前納する場合は、納期限に注意してください。

※現在、口座振替等を利用している人には、別途通知が送付されますので、確認してください。

※免除等の申請は、奈良年金事務所か下記で手続きをしてください。

※現在、全額免除承認をされている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書の送付はありません。一部免除を承認されている人は、一部免除の納付書4～6月分が送付されます

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1370)・保険年金課 国民年金係(☎53-1647)

普通救命講習を開催します(受講無料・要電話予約)

心肺蘇生法(AEDを含む)・止血法など、救急救命士が楽しく分かりやすく教えます。

※修了者には、普通救命講習修了証を交付します。

日時＝4月21日(木)9時～12時

場所＝防災センター(本庄町)

定員＝20人

申込・問合せ＝大和郡山消防署(☎59-1331)



平成28年度大卒者等の就職・採用スケジュールが変わります

～ハローワークからのお知らせ～

大学・短期大学・高等専門学校の平成28年度卒業予定者から、就職・採用活動のスケジュールが次のとおり変更となります。

◆大卒者等の就職・採用活動の開始時期の変更

「広報活動」卒業年度に入る直前3月1日以降

「選考活動」卒業年度の6月1日以降

◆ハローワークでの求人公開日の変更

「求人の受理」3月1日以降

「求人の公開」6月1日以降

※「選考活動」「求人の公開」が昨年度より2カ月早くなります。

問合せ＝ハローワーク大和郡山(☎52-4355)

(地域振興課)